

学業を中断している皆さんへ

学業の再開について

今年度受講登録をしていない生徒（休眠生）で、来年度から学業を再開したいと考えている生徒は、受講するために 学業再開 の手続きを取らなければなりません。この手続きをしないと、来年度も休眠生として学業中断の状態が続きます。

休眠生になってから4年間は、1月上旬に学校から学業再開の案内が送付されますので、それに従って手続きを行ってください。なお、連続4年（平成25年度以前から連続して休眠している生徒は8年）再開手続きを取らずに休眠すると本校を除籍 になります。

平成25年度以前から休眠している方で、学業を再開したい場合には、学校へ電話で直接問い合わせてください。

今年度の再開申し込みの締切は **平成31年2月1日(金) 必着** です。

〔連絡先〕 福島県立郡山萌世高等学校 通信制の課程 教務係

963-8002 福島県郡山市駅前二丁目1-1番1号

TEL 024-932-1767 (代表)

024-925-6432 (通信制直通)